

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年12月2日提出

【計算期間】 第16特定期間
(自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日)

【ファンド名】 りそな・世界資産分散ファンド(愛称: プンさん)

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」...目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 株式、債券、不動産投信))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

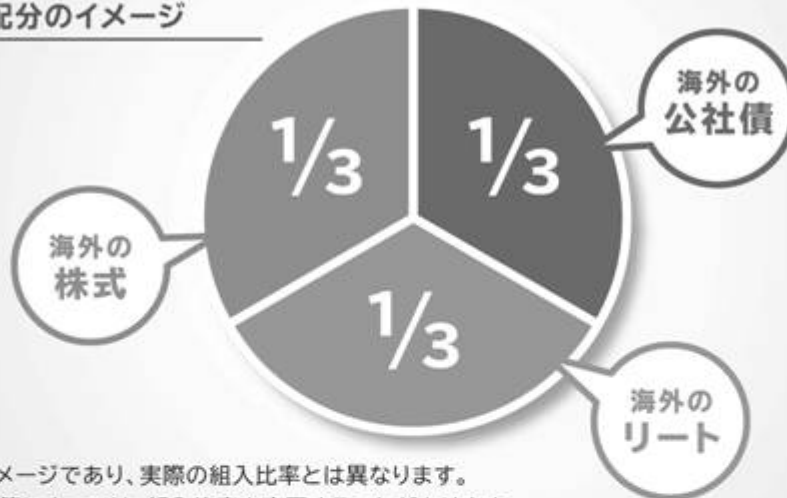
< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 海外の公社債、リートおよび株式に それぞれ3分の1ずつを目処に投資します。

資産配分のイメージ

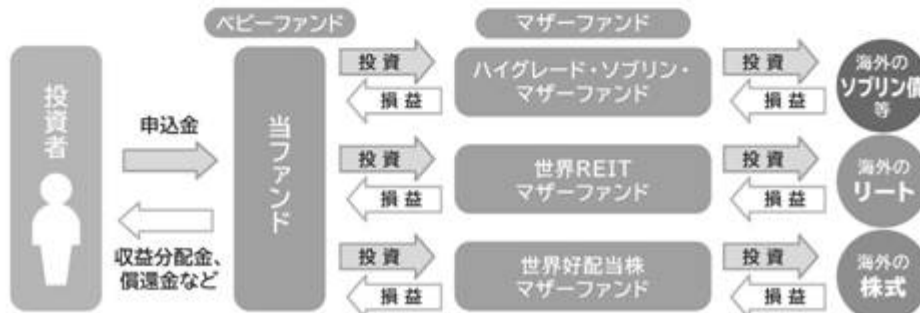


※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。
※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

〈ファンドの仕組み〉

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2 海外の公社債への投資にあたっては、 ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※ドル通貨圏および欧州通貨圏への投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。
※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、欧州通貨圏内のユーロおよびユーロ以外の通貨への配分比率を見直します。

(注)あくまでイメージであり、実際の投資割合が図のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上※1、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上※2とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA, AA- }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上
※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5 (年) 程度から10 (年) 程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動 (ブレ幅) が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係 (イメージ)



- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーエン&ステアーズ・キャピタル・マネジмент・インクが行ないます。

世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーエン&ステアーズ・キャピタル・マネジмент・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域（イメージ）



コーエン&ステアーズ・キャピタル・マネジмент・インクについて

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券、公益株、バリュース株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

リートへの投資のイメージ



(注) リート=不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust, REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

4 海外の株式への投資にあたっては、配当の質の高い企業を選定し、3つの地域に均等に投資することを基本とします。

- 定量分析データ（S&Pクオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

投資対象の地域別構成

（イメージ）



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

銘柄選定のイメージ



S&Pクオリティランキングについて

- ・スタンダード&プアーズ（S&P）のクオリティランキング（QR/IQR）は、企業の収益及び配当の安定性と成長性を評価する指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。
- ・クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。
- ・米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、 「S&P」、 「S&P Quality Rankings」、 「S&P International Quality Rankings」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎月9日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- 基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

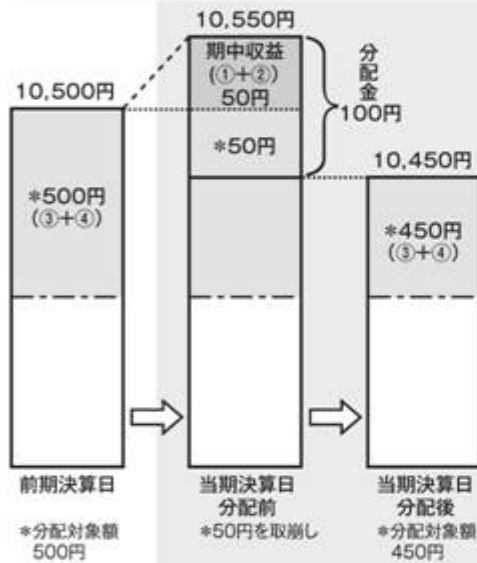
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



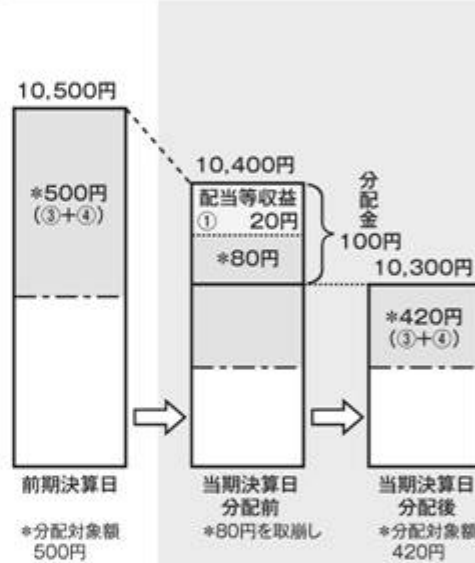
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

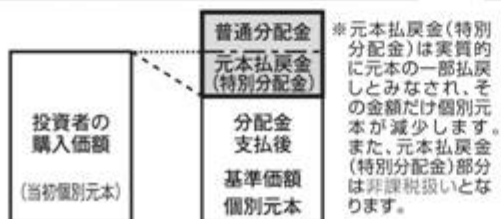


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

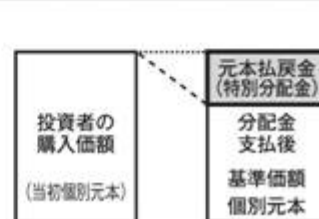
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年11月18日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注1)、償還金など お申込金(5)	
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金(5)
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2 損益 信託金(5)
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益 投資
投資対象	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インク(投資顧問会社)(注2)に運用の指図にかかる権限を委託します。)

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約(3)に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます(4)。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- 3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- 4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

< 委託会社の概況（平成25年9月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界REITマザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

.....信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券.....信託財産の純資産総額の3分の1

世界好配当株マザーファンドの受益証券.....信託財産の純資産総額の3分の1

ハ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

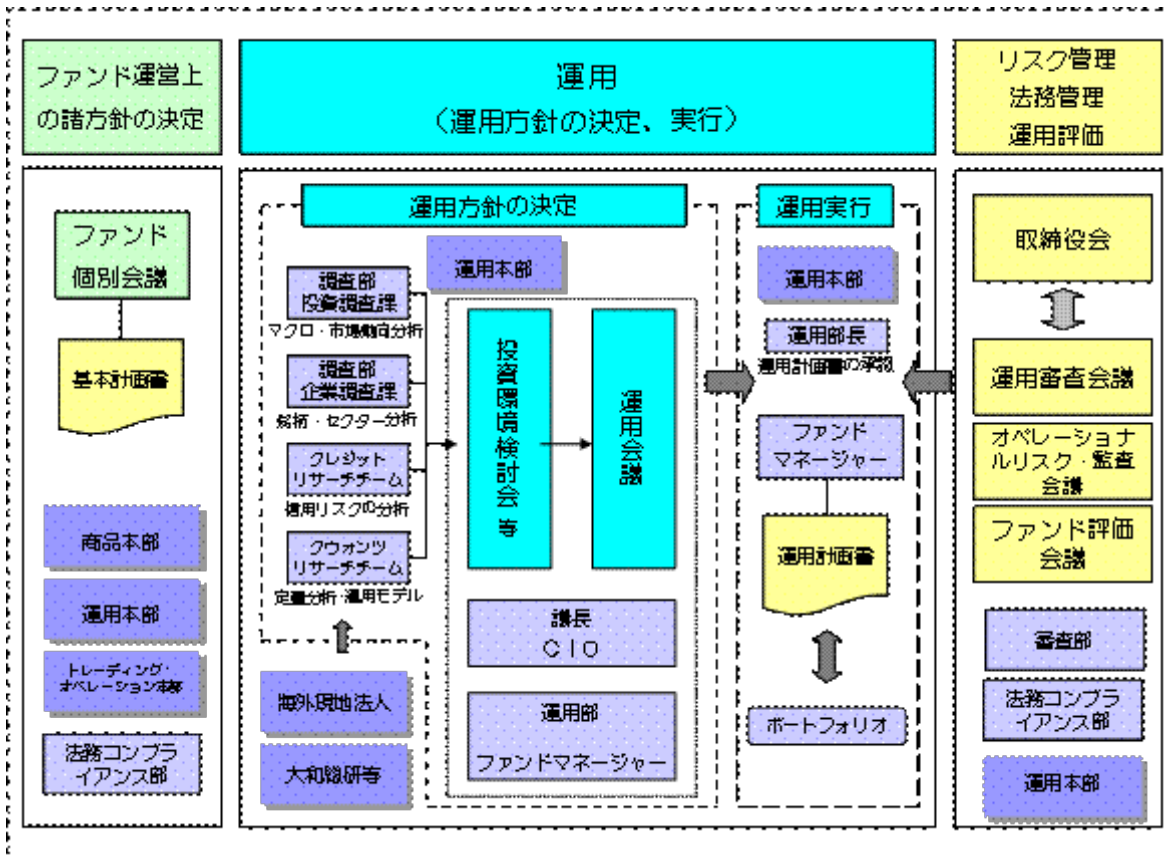
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO(Chief Investment Officer)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー(1~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

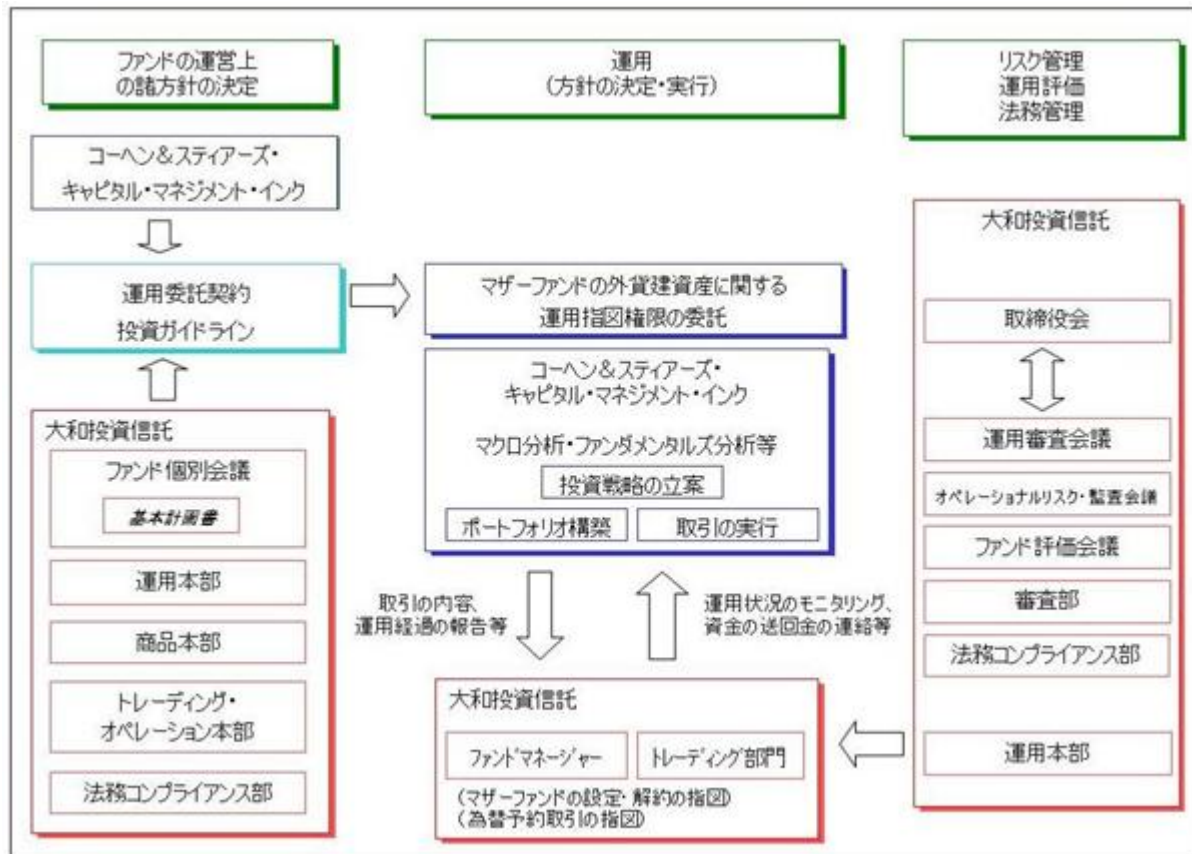
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外のリート部分にかかる運用体制について

(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、法務管理

（前 に同じ。）

上記の運用体制は平成25年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考 > マザーファンドの概要

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）。

北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

ロ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

ハ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。

ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

2. 世界REITマザーファンド

(1) 投資方針

主として海外の金融商品取引所（ ）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産

投資信託証券」といいます。)を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

ロ．組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3. 世界好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。

ロ．定量分析データ（S & P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。

ハ．配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。

ニ．定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

二．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

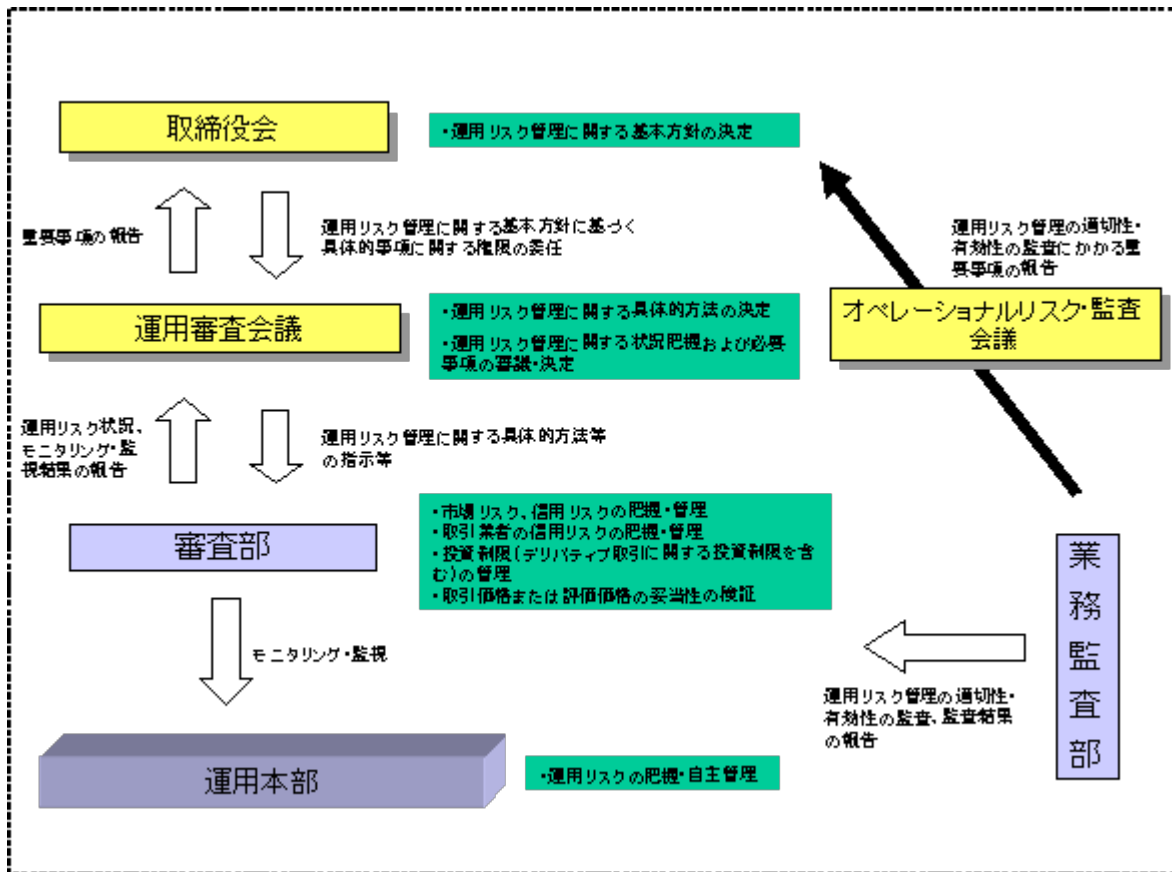
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

消費税率に応じて変更となることがあります（消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。）。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.365%（税抜1.30%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率に応じて変更となることがあります（消費税率が8%になった場合は、年率1.404%となります。）。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
200億円未満の場合	年率0.6%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.05%（税抜）
200億円以上500億円未満の場合	年率0.55%（税抜）	年率0.7%（税抜）	
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.5%（税抜）	年率0.75%（税抜）	
1,000億円以上の場合	年率0.45%（税抜）	年率0.8%（税抜）	

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとし、

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超1,500億円以下の部分	年率0.47%
1,500億円超3,000億円以下の部分	年率0.37%
3,000億円超の部分	年率0.30%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとし、）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所

得や譲渡所得との損益通算はできません。)。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

() 上記は、平成25年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

() 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	106,220,798,096	99.11
内 日本	106,220,798,096	99.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	950,903,232	0.89
純資産総額	107,171,701,328	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年9月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	26,391,708,621	1.3317 35,145,838,958	1.3484 35,586,579,904	33.21
2	世界REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	29,080,047,740	1.1792 34,291,193,684	1.2160 35,361,338,051	33.00
3	世界好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	24,763,325,008	1.4033 34,750,373,987	1.4244 35,272,880,141	32.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成18年3月9日)	94,075,690,564	94,997,886,432	1.0109	1.0208
第2特定期間末 (平成18年9月11日)	198,665,297,195	204,126,499,593	1.0106	1.0384
第3特定期間末 (平成19年3月9日)	536,452,338,190	538,417,742,729	0.9545	0.9580
第4特定期間末 (平成19年9月10日)	632,044,762,228	634,507,408,343	0.8983	0.9018
第5特定期間末 (平成20年3月10日)	516,900,636,437	519,226,621,662	0.7778	0.7813
第6特定期間末 (平成20年9月9日)	463,391,087,394	465,581,763,135	0.7404	0.7439
第7特定期間末 (平成21年3月9日)	247,696,553,603	248,873,399,105	0.4209	0.4229
第8特定期間末 (平成21年9月9日)	315,057,955,643	316,165,320,798	0.5690	0.5710
第9特定期間末 (平成22年3月9日)	263,322,030,997	263,998,891,910	0.5836	0.5851
第10特定期間末 (平成22年9月9日)	209,246,812,763	209,806,059,493	0.5612	0.5627
第11特定期間末 (平成23年3月9日)	180,492,944,357	180,943,539,274	0.6008	0.6023
第12特定期間末 (平成23年9月9日)	140,322,172,310	140,704,926,054	0.5499	0.5514
第13特定期間末 (平成24年3月9日)	127,228,973,188	127,549,946,058	0.5946	0.5961
第14特定期間末 (平成24年9月10日)	111,584,082,156	111,866,699,242	0.5922	0.5937
平成24年9月末日	109,567,408,290	-	0.5911	-
10月末日	109,649,171,623	-	0.6036	-
11月末日	111,044,896,652	-	0.6275	-
12月末日	116,082,679,476	-	0.6699	-
平成25年1月末日	121,352,257,226	-	0.7132	-
2月末日	119,322,670,029	-	0.7165	-
第15特定期間末 (平成25年3月11日)	123,254,424,883	123,502,388,767	0.7456	0.7471
3月末日	118,919,513,643	-	0.7319	-
4月末日	124,353,087,659	-	0.7863	-
5月末日	119,187,525,555	-	0.7894	-
6月末日	109,531,560,873	-	0.7339	-
7月末日	109,608,780,100	-	0.7484	-
8月末日	105,403,171,675	-	0.7280	-

第16特定期間末 (平成25年9月9日)	106,637,194,229	106,853,567,340	0.7393	0.7408
9月末日	107,171,701,328	-	0.7530	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0330
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.1595
第4特定期間	0.0425
第5特定期間	0.0210
第6特定期間	0.0210
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0105
第10特定期間	0.0090
第11特定期間	0.0090
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0090
第14特定期間	0.0090
第15特定期間	0.0090
第16特定期間	0.0090

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	4.4
第2特定期間	5.6
第3特定期間	10.2
第4特定期間	1.4
第5特定期間	11.1
第6特定期間	2.1
第7特定期間	41.5
第8特定期間	38.0
第9特定期間	4.4
第10特定期間	2.3
第11特定期間	8.7
第12特定期間	7.0
第13特定期間	9.8
第14特定期間	1.1
第15特定期間	27.4
第16特定期間	0.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	63,846,296,834	243,137,623
第2特定期間	108,337,280,749	4,819,610,283
第3特定期間	371,636,103,559	6,176,511,905
第4特定期間	163,989,385,108	22,411,941,779

第5特定期間	13,158,816,306	52,204,785,132
第6特定期間	3,930,025,653	42,589,267,683
第7特定期間	2,617,595,429	40,102,809,501
第8特定期間	2,819,010,665	37,532,553,353
第9特定期間	1,626,843,631	104,095,442,681
第10特定期間	1,072,250,363	79,481,705,862
第11特定期間	1,017,329,546	73,451,871,467
第12特定期間	745,042,458	45,972,491,335
第13特定期間	668,829,527	41,856,078,692
第14特定期間	553,115,372	26,123,638,535
第15特定期間	480,417,679	23,582,552,208
第16特定期間	902,397,391	21,962,912,302

(注) 当初設定数量は29,455,311,324口です。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	46,007,282,121	92.26
内 ユーロ	12,577,410,882	25.22
内 ノルウェー	435,620,680	0.87
内 スウェーデン	904,427,790	1.81
内 デンマーク	1,526,000,580	3.06
内 イギリス	9,501,316,501	19.05
内 カナダ	6,414,592,802	12.86
内 アメリカ	11,565,838,748	23.19
内 オーストラリア	3,082,074,138	6.18
特殊債券	1,980,687,926	3.97
内 ノルウェー	161,321,499	0.32
内 オーストラリア	1,819,366,427	3.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,880,270,828	3.77
純資産総額	49,868,240,875	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	105,488,000	0.21
内 日本	105,488,000	0.21

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年9月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	28,600,000	139.49 6,306,864,592	141.16 6,382,371,538	8.000000 2021/06/07	12.80
2	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	28,200,000	139.68 3,850,431,736	142.66 3,932,604,492	8.125000 2021/05/15	7.89
3	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	22,200,000	161.06 3,390,698,047	163.74 3,447,265,470	9.000000 2025/06/01	6.91
4	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	21,000,000	114.59 3,173,520,122	115.34 3,194,242,174	4.250000 2021/09/28	6.41
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	27,000,000	105.62 2,591,376,138	105.69 2,593,093,581	6.250000 2015/04/15	5.20
6	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,000,000	110.55 1,749,419,068	112.00 1,772,396,097	3.750000 2020/09/28	3.55
7	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	11,500,000	108.17 1,640,479,283	109.75 1,664,364,237	3.250000 2021/10/25	3.34
8	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	16,000,000	104.75 1,638,336,920	104.61 1,636,147,320	4.250000 2014/11/15	3.28
9	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	15,000,000	106.73 1,518,209,334	108.14 1,538,251,654	3.500000 2020/06/01	3.08
10	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	57,000,000	149.18 1,503,416,678	151.42 1,526,000,580	7.000000 2024/11/10	3.06
11	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	8,000,000	109.18 1,380,821,296	109.39 1,383,477,208	4.000000 2016/09/07	2.77
12	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	12,000,000	106.28 1,246,723,050	106.26 1,246,535,370	4.125000 2015/05/15	2.50
13	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラリア	特殊債券	12,000,000	109.07 1,189,375,621	110.66 1,206,702,712	6.250000 2019/12/04	2.42
14	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	10,200,000	110.87 1,105,479,187	112.75 1,124,243,668	4.000000 2018/08/15	2.25
15	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	7,000,000	111.34 1,027,768,406	112.65 1,039,907,039	3.500000 2021/09/15	2.09
16	U.S. TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	11,000,000	92.54 995,100,865	95.24 1,024,089,605	2.000000 2023/02/15	2.05
17	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	7,000,000	145.00 962,537,776	147.21 977,214,615	8.000000 2023/06/01	1.96
18	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,500,000	112.93 968,010,856	113.79 975,425,246	4.000000 2018/07/15	1.96
19	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	50,000,000	117.45 892,055,535	119.08 904,427,790	5.000000 2020/12/01	1.81
20	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,800,000	113.60 868,865,056	114.18 873,301,162	4.250000 2017/07/04	1.75
21	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	107.42 840,094,780	110.96 867,769,760	4.250000 2040/11/15	1.74
22	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	4,000,000	115.91 732,968,476	117.27 741,568,572	4.750000 2020/03/07	1.49
23	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,000,000	110.81 730,632,328	112.15 739,500,586	3.500000 2020/04/25	1.48

24	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	4,400,000	117.62 682,487,382	119.71 694,614,147	4.500000 2041/04/25	1.39
25	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	6,000,000	110.80 604,147,377	112.37 612,663,714	6.500000 2019/08/20	1.23
26	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	2,800,000	132.73 587,531,999	135.26 598,731,095	6.000000 2028/12/07	1.20
27	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	123.79 484,042,360	127.65 499,134,960	5.375000 2031/02/15	1.00
28	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	3,500,000	139.78 478,225,746	143.00 489,262,698	7.625000 2022/11/15	0.98
29	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	6,000,000	87.37 476,380,522	89.68 488,980,557	2.750000 2024/04/21	0.98
30	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	4,300,000	109.77 447,636,575	110.81 451,861,061	4.250000 2018/06/01	0.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	92.26%
特殊債券	3.97%
合計	96.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買 2013年10月	売建	800,000	105,491,600	105,488,000	0.21%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界REITマザーファンド

(1) 投資状況（平成25年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	36,501,515,370	96.14
内 香港	950,599,905	2.50
内 シンガポール	1,999,627,563	5.27
内 イギリス	4,266,679,899	11.24

内 オランダ	574,058,378	1.51
内 フランス	2,983,306,299	7.86
内 ドイツ	186,590,009	0.49
内 カナダ	971,780,624	2.56
内 アメリカ	17,722,078,972	46.68
内 オーストラリア	6,846,793,721	18.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,466,130,218	3.86
純資産総額	37,967,645,588	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (平成25年9月30日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	1,383,244	1,397.51 1,933,105,069	1,464.70 2,026,042,812	5.34
2	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	120,310	14,167.88 1,704,538,244	14,672.27 1,765,221,405	4.65
3	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	72,554	22,628.89 1,641,816,630	24,264.08 1,760,456,060	4.64
4	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	1,556,579	955.58 1,487,615,107	993.20 1,546,008,428	4.07
5	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	2,913,596	430.72 1,254,955,141	447.98 1,305,259,250	3.44
6	MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	7,399,795	149.93 1,109,491,963	160.83 1,190,182,288	3.13
7	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	257,676	3,572.76 920,615,150	3,743.82 964,693,851	2.54
8	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	111,726	8,052.64 899,689,815	8,251.07 921,859,885	2.43
9	KLEPIERRE	フランス	投資証券	205,442	3,998.69 821,500,235	4,187.53 860,294,918	2.27
10	FEDERATION CENTRES	オーストラリア	投資証券	4,102,061	205.36 842,424,680	206.27 846,152,223	2.23
11	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	133,075	6,007.71 799,476,674	6,125.01 815,086,371	2.15
12	LINK REIT	香港	投資証券	1,587,814	434.41 689,769,425	477.91 758,846,479	2.00
13	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	アメリカ	投資証券	238,648	2,709.63 646,647,780	2,755.57 657,611,866	1.73
14	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	41,367	15,079.11 623,777,953	15,893.17 657,452,867	1.73
15	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	121,076	5,184.66 627,737,894	5,332.26 645,609,014	1.70

16	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	投資証券	104,424	5,946.13 620,918,940	6,175.84 644,906,438	1.70
17	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	61,099	10,252.02 626,393,022	10,468.04 639,587,234	1.68
18	CAPITAMALL TRUST	シンガポール	投資証券	4,110,301	143.89 591,443,542	154.39 634,602,935	1.67
19	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	6,831,220	91.77 626,960,491	91.77 626,960,491	1.65
20	SL GREEN REALTY CORP	アメリカ	投資証券	70,563	8,485.67 598,774,861	8,659.67 611,052,471	1.61
21	SUNTEC REIT	シンガポール	投資証券	4,603,600	117.05 538,892,352	131.05 603,344,593	1.59
22	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	1,210,647	460.51 557,536,711	491.81 595,417,973	1.57
23	CORIO NV	オランダ	投資証券	135,256	3,849.28 520,638,933	4,244.23 574,058,378	1.51
24	HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	706,856	771.63 545,436,447	803.88 568,232,809	1.50
25	CFS RETAIL PROPERTY TRUST GROUP	オーストラリア	投資証券	2,534,181	184.73 468,205,941	182.64 462,864,865	1.22
26	UDR INC	アメリカ	投資証券	194,234	2,236.52 434,408,226	2,345.02 455,483,100	1.20
27	GENERAL GROWTH PROPERTIES	アメリカ	投資証券	238,315	1,868.98 445,405,969	1,894.39 451,462,744	1.19
28	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	イギリス	投資証券	431,431	831.55 358,757,915	853.68 368,306,605	0.97
29	FONCIERE DES REGIONS	フランス	投資証券	44,814	7,516.59 336,848,464	8,090.22 362,555,321	0.95
30	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	アメリカ	投資証券	335,295	942.31 315,951,831	1,032.24 346,104,911	0.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.14%
合計	96.14%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 世界好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		34,157,993,119	96.84
	内 韓国	597,885,660	1.70
	内 中国	1,593,400,861	4.52
	内 台湾	3,049,750,276	8.65
	内 香港	1,193,612,160	3.38
	内 シンガポール	170,688,210	0.48
	内 ノルウェー	830,920,320	2.36
	内 スウェーデン	650,375,040	1.84
	内 イギリス	3,634,646,186	10.30
	内 オランダ	373,086,604	1.06
	内 フランス	3,171,926,474	8.99
	内 ドイツ	1,564,806,345	4.44
	内 スイス	1,136,602,800	3.22
	内 スペイン	700,078,050	1.98
	内 イタリア	327,162,877	0.93
	内 カナダ	158,697,057	0.45
	内 アメリカ	11,134,566,923	31.57
	内 オーストラリア	3,869,787,276	10.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,115,397,120	3.16
純資産総額		35,273,390,239	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)		63,000,000	0.18
	内 日本	63,000,000	0.18
為替予約取引(売建)		62,983,459	0.18
	内 日本	62,983,459	0.18

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年9月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	数 業種 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	BNP PARIBAS	フランス	株式	金融	185,000	6,559.21 1,213,454,553	6,710.86 1,241,509,896	3.52
2	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	株式	金融	297,100	2,875.12 854,200,172	3,025.97 899,015,984	2.55

3	LOWE'S COS INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	157,000	4,457.40 699,811,800	4,669.51 733,114,248	2.08
4	TSMC	台湾	株式	情報技術	2,062,286	337.62 696,268,999	340.93 703,095,166	1.99
5	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	135,000	5,137.74 693,594,900	5,106.46 689,372,100	1.95
6	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	26,000	25,390.80 660,160,800	26,341.20 684,871,200	1.94
7	PFIZER INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	240,000	2,764.37 663,448,800	2,823.02 677,524,800	1.92
8	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	生活必需品	190,000	3,362.60 638,894,000	3,392.90 644,651,475	1.83
9	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	191,000	3,194.98 610,242,937	3,304.03 631,070,341	1.79
10	PRUDENTIAL PLC	イギリス	株式	金融	330,000	1,772.18 584,822,337	1,830.68 604,125,126	1.71
11	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	イギリス	株式	金融	1,900,000	301.47 572,807,497	314.28 597,137,548	1.69
12	CUMMINS INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	45,000	12,570.94 565,694,049	13,053.53 587,409,075	1.67
13	MEGA FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融	6,650,000	77.28 513,968,525	81.42 541,482,900	1.54
14	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	スペイン	株式	金融	480,000	1,032.54 495,647,754	1,102.43 529,167,936	1.50
15	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	225,000	2,263.89 509,375,250	2,350.88 528,949,688	1.50
16	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	44,000	11,848.27 521,324,210	11,988.06 527,474,640	1.50
17	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	ヘルスケア	205,000	2,610.06 535,063,510	2,479.64 508,326,538	1.44
18	AXA SA	フランス	株式	金融	215,000	2,287.28 491,766,307	2,293.87 493,183,910	1.40
19	SANDS CHINA LTD	香港	株式	一般消費財・サービス	800,000	581.32 465,056,800	614.73 491,790,000	1.39
20	TELENOR ASA	ノルウェー	株式	電気通信サービス	200,000	2,099.78 419,956,200	2,265.93 453,187,800	1.28
21	UNION PACIFIC CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	28,000	15,143.43 424,016,040	15,306.67 428,586,830	1.22
22	FUBON FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融	3,100,000	135.21 419,161,850	137.19 425,318,450	1.21
23	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	アメリカ	株式	金融	100,000	4,109.41 410,941,000	4,221.82 422,182,250	1.20
24	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費財・サービス	18,000	22,770.45 409,868,100	23,315.85 419,685,300	1.19
25	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	オーストラリア	株式	金融	130,000	3,206.80 416,890,644	3,190.44 414,757,941	1.18
26	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	台湾	株式	情報技術	800,000	484.91 387,932,000	516.36 413,088,000	1.17
27	TELSTRA CORP LTD	オーストラリア	株式	電気通信サービス	900,000	436.17 392,558,400	456.16 410,550,660	1.16

28	MICHELIN (CGDE)-B	フランス	株式	一般消費財・サービス	36,000	9,808.49 353,105,662	10,999.27 395,973,961	1.12
29	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	株式	生活必需品	75,247	5,200.37 391,312,282	5,209.06 391,966,552	1.11
30	PERSIMMON PLC	イギリス	株式	一般消費財・サービス	230,000	1,833.84 421,784,120	1,677.33 385,787,027	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.84%
合計	96.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	6.85%
素材	5.97%
資本財・サービス	9.67%
一般消費財・サービス	14.99%
生活必需品	4.61%
ヘルスケア	7.18%
金融	30.94%
情報技術	8.64%
電気通信サービス	3.66%
公益事業	4.34%
合計	96.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	香港ドル買/円売 2013年10月	買建	5,000,000	62,997,324	63,000,000	0.18%
		豪ドル売/円買 2013年10月	売建	693,269	62,997,324	62,983,459	0.18%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

[次へ](#)

(参考情報)

2013年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,530円
純資産総額	1,071億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	3.6%
3カ月間	3.2%
6カ月間	4.1%
1年間	30.7%
3年間	40.9%
5年間	32.5%
設定来	24.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 180円 設定来分配金合計額: 4,315円

決算期	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
	12年10月	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月
分配金	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

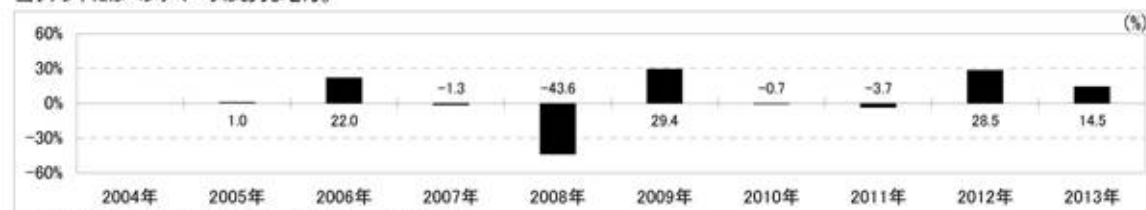
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率
外国債券	42	32.0%	米ドル	34.3%	直接利回り(%)	BNP PARIBAS	フランス	1.2%
外国株式	98	31.9%	ユーロ	17.8%	最終利回り(%)	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	0.8%
外国リート	90	31.7%	英ポンド	14.0%	修正デュレーション	LOWE'S COS INC	アメリカ	0.7%
			豪ドル	13.4%	残存年数	TSMC	台湾	0.7%
			カナダドル	5.4%	債券格付別構成	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	0.6%
			香港ドル	3.7%	AAA	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	1.8%
			台湾ドル	2.9%	AA	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.5%
			シンガポール・ドル	1.7%	A	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	1.5%
			日本円	1.6%	BBB	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	1.3%
コール・ローン、その他		4.5%	その他	5.2%	BB	GOODMAN GROUP	オーストラリア	1.1%
合計	230	100.0%	合計	100.0%	合計	合計		11.3%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2005年は設定日(11月18日)から年末、2013年は9月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外国の店頭登録株式：原則として当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、前4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1.の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 3.または前 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

コーペン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）と委託会社との運用委託契約は、原則としてファンドの信託期間終了まで存続します。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、

当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年3月12日から平成25年9月9日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

りそな・世界資産分散ファンド

りそな・世界資産分散ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成25年3月11日現在	当 期 平成25年9月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,409,214,290	970,236,180
親投資信託受益証券	122,211,611,183	105,707,764,009
未収入金	320,000,000	512,000,000
流動資産合計	123,940,825,473	107,190,000,189
資産合計	123,940,825,473	107,190,000,189
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	247,963,884	216,373,111
未払解約金	313,849,808	211,631,595
未払受託者報酬	4,709,849	4,758,682
未払委託者報酬	117,746,480	118,967,256
その他未払費用	2,130,569	1,075,316
流動負債合計	686,400,590	552,805,960
負債合計	686,400,590	552,805,960
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 165,309,256,164	¹ 144,248,741,253
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 42,054,831,281	² 37,611,547,024
（分配準備積立金）	1,099,963,284	1,386,005,998
元本等合計	123,254,424,883	106,637,194,229
純資産合計	123,254,424,883	106,637,194,229
負債純資産合計	123,940,825,473	107,190,000,189

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期		当 期	
	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日		自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日	
営業収益				
受取利息		346,431		282,997
有価証券売買等損益		28,969,321,949		1,812,152,826
営業収益合計		28,969,668,380		1,812,435,823
営業費用				
受託者報酬		29,993,443		30,348,046
委託者報酬	¹	749,837,151	¹	758,702,479
その他費用		2,130,569		1,075,316
営業費用合計		781,961,163		790,125,841
営業利益		28,187,707,217		1,022,309,982
経常利益		28,187,707,217		1,022,309,982
当期純利益		28,187,707,217		1,022,309,982
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		295,723,285		19,402,384
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		76,827,308,537		42,054,831,281
剰余金増加額又は欠損金減少額		8,625,103,960		5,033,087,116
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		8,625,103,960		5,033,087,116
剰余金減少額又は欠損金増加額		173,757,228		232,783,012
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		173,757,228		232,783,012
分配金	²	1,570,853,408	²	1,359,927,445
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		42,054,831,281		37,611,547,024

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成25年3月12日	至 平成25年9月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成25年3月9日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成25年3月11日としております。このため、当特定期間は182日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1. 1 期首元本額	188,411,390,693円	165,309,256,164円
期中追加設定元本額	480,417,679円	902,397,391円
期中一部解約元本額	23,582,552,208円	21,962,912,302円
2. 特定期間末日における受益権の総数	165,309,256,164口	144,248,741,253口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は42,054,831,281円でありませ	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は37,611,547,024円でありませ

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	101,514,832円	101,727,228円

2. 2 分配金の計算過程

(自平成24年9月11日 至平成24年10月9日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(246,301,449円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(313,141,575円)及び分配準備積立金(1,014,282,098円)より分配対象額は1,573,725,122円(1万口当たり85.24円)であり、うち276,938,625円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自平成24年10月10日 至平成24年11月9日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(221,240,480円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(306,022,387円)及び分配準備積立金(959,454,875円)より分配対象額は1,486,717,742円(1万口当たり82.52円)であり、うち270,247,315円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自平成24年11月10日 至平成24年12月10日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(283,691,740円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(298,804,862円)及び分配準備積立金(887,293,970円)より分配対象額は1,469,790,572円(1万口当たり83.67円)であり、うち263,489,917円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自平成25年3月12日 至平成25年4月9日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(339,627,953円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(277,861,306円)及び分配準備積立金(1,074,301,919円)より分配対象額は1,691,791,178円(1万口当たり104.66円)であり、うち242,470,132円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自平成25年4月10日 至平成25年5月9日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(490,001,827円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(269,158,449円)及び分配準備積立金(1,132,000,239円)より分配対象額は1,891,160,515円(1万口当たり121.02円)であり、うち234,402,218円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自平成25年5月10日 至平成25年6月10日)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(315,188,544円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(258,845,685円)及び分配準備積立金(1,330,778,584円)より分配対象額は1,904,812,813円(1万口当たり127.05円)であり、うち224,889,910円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

<p>(自平成24年12月11日 至平成25年1月9日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(342,382,243円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(293,823,612円)及び分配準備積立金(890,698,002円)より分配対象額は1,526,903,857円(1万口当たり88.52円)であり、うち258,725,397円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年6月11日 至平成25年7月9日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(278,931,113円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(261,621,307円)及び分配準備積立金(1,403,323,157円)より分配対象額は1,943,875,577円(1万口当たり130.88円)であり、うち222,782,564円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成25年1月10日 至平成25年2月12日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(322,427,124円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(288,406,563円)及び分配準備積立金(954,145,603円)より分配対象額は1,564,979,290円(1万口当たり92.61円)であり、うち253,488,270円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年7月10日 至平成25年8月9日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(124,117,768円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(257,739,407円)及び分配準備積立金(1,434,230,894円)より分配対象額は1,816,088,069円(1万口当たり124.38円)であり、うち219,009,510円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成25年2月13日 至平成25年3月11日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(347,558,354円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(282,589,889円)及び分配準備積立金(1,000,368,814円)より分配対象額は1,630,517,057円(1万口当たり98.63円)であり、うち247,963,884円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年8月10日 至平成25年9月9日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(279,627,188円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(255,163,854円)及び分配準備積立金(1,322,751,921円)より分配対象額は1,857,542,963円(1万口当たり128.77円)であり、うち216,373,111円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成25年9月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,534,897,068	292,862,327
合計	2,534,897,068	292,862,327

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成25年3月11日現在	当 期 平成25年9月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7456円 (7,456円)	0.7393円 (7,393円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	世界好配当株マザーファンド	25,472,159,130	35,745,080,907	
	世界REITマザーファンド	29,381,426,811	34,646,578,495	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	26,519,564,923	35,316,104,607	
親投資信託受益証券 合計			105,707,764,009	
合計			105,707,764,009	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券、「世界REITマザーファンド」受益証券及び「世界好配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	439,916,034	316,137,097
コール・ローン	34,554,532	25,972,803
国債証券	53,375,038,587	43,532,548,148
特殊債券	3,030,207,967	1,965,903,468
派生商品評価勘定	2,100	-
未収入金	-	8,867,008,606
未収利息	751,186,897	682,478,409
前払費用	48,057,031	90,716,700
流動資産合計	57,678,963,148	55,480,765,231
資産合計	57,678,963,148	55,480,765,231
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	253,440
未払金	-	5,634,398,149
未払解約金	30,000,000	211,000,000
流動負債合計	30,000,000	5,845,651,589
負債合計	30,000,000	5,845,651,589
純資産の部		
元本等		
元本	1 43,163,690,657	37,271,107,069
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,485,272,491	12,364,006,573
元本等合計	57,648,963,148	49,635,113,642
純資産合計	57,648,963,148	49,635,113,642
負債純資産合計	57,678,963,148	55,480,765,231

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1. 1 期首	平成24年9月11日	平成25年3月12日
期首元本額	49,036,190,873円	43,163,690,657円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	5,872,500,216円	5,892,583,588円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	30,259,630,319円	26,519,564,923円
りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）	10,795,118,244円	8,802,518,162円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	683,431,623円	652,269,977円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	422,439,164円	378,078,488円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	94,300,004円	87,658,963円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	55,959,564円	48,799,167円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	358,436,047円	335,289,222円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	71,421,279円	66,882,363円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	361,409,850円	327,736,767円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	61,544,563円	52,309,037円
計	43,163,690,657円	37,271,107,069円
2. 期末日における受益権の総数	43,163,690,657口	37,271,107,069口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年9月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成25年3月11日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成25年9月9日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
	国債証券	1,138,617,459
特殊債券	11,059,776	47,967,237
合計	1,149,677,235	2,015,439,257

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年9月11日から平成25年3月11日まで、及び平成25年3月12日から平成25年9月9日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年3月11日 現在				平成25年9月9日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の 取引 為替予約取引								

売 建	50,160,600	-	50,158,500	2,100	219,202,560	-	219,456,000	253,440
イギリス・ポンド	50,160,600	-	50,158,500	2,100	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	219,202,560	-	219,456,000	253,440
合計	50,160,600	-	50,158,500	2,100	219,202,560	-	219,456,000	253,440

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3356円 (13,356円)	1.3317円 (13,317円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20141115	16,000,000.000	16,760,480.000	
		4.125% U.S. TREASURY NOTE 20150515	12,000,000.000	12,754,200.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20180815	10,200,000.000	11,309,250.000	
		2% U.S. TREASURY NOTE 20230215	14,000,000.000	12,956,440.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,100,000.000	1,493,932.000	
		8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,548,250.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	28,200,000.000	39,390,606.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	2,000,000.000	2,808,900.000	
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	3,500,000.000	4,892,335.000	
		7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,631,616.000	
		5.375% U.S. TREASURY BOND 20310215	4,000,000.000	4,951,840.000	
		4.25% U.S. TREASURY BOND 20401115	8,000,000.000	8,594,320.000	

アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル 119,092,169.000 (11,867,534,641)
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	28,600,000.000	39,894,140.000
	6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	2,800,000.000	3,716,440.000
	4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20200307	4,000,000.000	4,636,400.000
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20160907	8,000,000.000	8,734,400.000
	4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20401207	2,200,000.000	2,449,040.000
イギリス・ポンド	小計		イギリス・ポンド 59,430,420.000 (9,262,230,957)
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	27,000,000.000	28,517,400.000
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20240421	6,000,000.000	5,242,440.000
オーストラリア・ドル	小計		オーストラリア・ドル 33,759,840.000 (3,087,337,368)
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	7,000,000.000	10,150,140.000
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	22,200,000.000	35,755,542.000
	4.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20180601	4,300,000.000	4,720,411.000
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20200601	15,000,000.000	16,009,800.000
カナダ・ドル	小計		カナダ・ドル 66,635,893.000 (6,379,720,396)
スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	50,000,000.000	58,726,500.000
スウェーデン・クローナ	小計		スウェーデン・クローナ 58,726,500.000 (882,072,030)
デンマーク・クローネ		デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	57,000,000.000	85,034,880.000
デンマーク・クローネ	小計		デンマーク・クローネ 85,034,880.000 (1,497,464,237)
ノルウェー・クローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ
	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	24,100,000.000	26,431,434.000
ノルウェー・クローネ	小計		ノルウェー・クローネ 26,431,434.000 (433,739,832)
ユーロ		ユーロ	ユーロ
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	2,000,000.000	2,799,000.000

		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	2,000,000.000	2,578,700.000	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20170704	5,800,000.000	6,588,800.000	
		4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	4,400,000.000	5,175,456.000	
		3.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191025	2,200,000.000	2,470,402.000	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20200425	5,000,000.000	5,540,550.000	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20211025	11,500,000.000	12,440,125.000	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20180715	6,500,000.000	7,340,645.000	
		3.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20200928	12,000,000.000	13,266,240.000	
		4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20210928	6,000,000.000	6,820,020.000	
		2.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20230622	3,000,000.000	2,858,430.000	
		6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,410,140.000	
		3.5% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20210915	7,000,000.000	7,793,800.000	
	ユーロ	小計		ユーロ 77,082,308.000 (10,122,448,687)	
国債証券	合計			43,532,548,148 [43,532,548,148]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	6.25% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20191204	12,000,000.000	13,088,760.000	
		6.5% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20190820	6,000,000.000	6,648,480.000	
	オーストラリア・ドル	小計		オーストラリア・ドル 19,737,240.000 (1,804,970,598)	
	ノルウェー・クローネ	3% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20200204	10,000,000.000	9,807,000.000	
		ノルウェー・クローネ	小計		ノルウェー・クローネ 9,807,000.000 (160,932,870)
特殊債券	合計			1,965,903,468 [1,965,903,468]	
合計				45,498,451,616 [45,498,451,616]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 12銘柄	100%	26.1%
イギリス・ポンド	国債証券 5銘柄	100%	20.4%
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄	100%	10.8%
	特殊債券 2銘柄		
カナダ・ドル	国債証券 4銘柄	100%	14.0%
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	100%	1.9%

デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	3.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券 特殊債券	1銘柄 1銘柄	100%	1.3%
ユーロ	国債証券	13銘柄	100%	22.2%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

[次へ](#)

「世界REITマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,161,599,090	1,526,724,598
コール・ローン	318,960,417	421,293,562
投資証券	42,404,463,059	35,189,104,753
派生商品評価勘定	35,799	30,402
未収入金	277,730,451	403,086,109
未収配当金	41,388,370	24,015,073
流動資産合計	44,204,177,186	37,564,254,497
資産合計	44,204,177,186	37,564,254,497
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,741,575	204,787
未払金	393,940,657	368,803,718
未払解約金	700,000	-
流動負債合計	396,382,232	369,008,505
負債合計	396,382,232	369,008,505
純資産の部		
元本等		
元本	1 36,046,145,487	31,542,458,540
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,761,649,467	5,652,787,452
元本等合計	43,807,794,954	37,195,245,992
純資産合計	43,807,794,954	37,195,245,992
負債純資産合計	44,204,177,186	37,564,254,497

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1. 1 期首	平成24年9月11日	平成25年3月12日
期首元本額	42,595,159,048円	36,046,145,487円
期中追加設定元本額	- 円	205,413,875円
期中一部解約元本額	6,549,013,561円	4,709,100,822円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	33,656,802,188円	29,381,426,811円
りそな・東京応援・資産分散	772,175,740円	716,679,691円
ファンド		
りそな・埼玉応援・資産分散	465,024,417円	411,191,332円
ファンド		
りそな・多摩応援・資産分散	112,392,073円	98,393,522円
ファンド		
りそな・神奈川応援・資産分散	63,482,514円	56,223,314円
ファンド		
りそな・中部応援・資産分散	413,699,349円	382,789,352円
ファンド		
りそな・京都滋賀応援・資産分	80,103,900円	74,699,366円
散ファンド		
りそな・大阪応援・資産分散	413,529,341円	364,041,961円
ファンド		
りそな・ひょうご応援・資産分	68,935,965円	57,013,191円
散ファンド		
計	36,046,145,487円	31,542,458,540円
2. 期末日における受益権の総数	36,046,145,487口	31,542,458,540口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年9月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成25年3月11日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成25年9月9日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
	投資証券	2,483,897,331
合計	2,483,897,331	2,484,056,645

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年9月11日から平成25年3月11日まで、及び平成25年3月12日から平成25年9月9日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年3月11日 現在				平成25年9月9日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の 取引 為替予約取引 売 建	309,742,964	-	310,873,781	1,130,817	429,843,654	-	429,823,614	20,040

アメリカ・ドル	309,742,964	-	310,873,781	1,130,817	177,213,361	-	177,195,578	17,783
シンガポール・ドル	-	-	-	-	17,647,290	-	17,645,033	2,257
ユーロ	-	-	-	-	89,071,510	-	89,071,510	0
香港・ドル	-	-	-	-	145,911,493	-	145,911,493	0
買 建	214,784,864	-	214,209,905	574,959	429,843,654	-	429,649,229	194,425
アメリカ・ドル	-	-	-	-	252,630,293	-	252,543,899	86,394
イギリス・ポンド	-	-	-	-	139,965,690	-	139,961,125	4,565
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	32,218,660	-	32,110,563	108,097
シンガポール・ドル	214,784,864	-	214,209,905	574,959	-	-	-	-
ユーロ	-	-	-	-	5,029,011	-	5,033,642	4,631
合計	524,527,828	-	525,083,686	1,705,776	859,687,308	-	859,472,843	174,385

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2153円 (12,153円)	1.1792円 (11,792円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	120,310	17,437,731.400	
		BOSTON PROPERTIES INC	57,978	6,076,674.180	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	238,648	6,615,322.560	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	279,635	5,346,621.200	
		VORNADO REALTY TRUST	111,726	9,203,987.880	
		EQUITY RESIDENTIAL	121,076	6,421,871.040	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	158,379	2,738,372.910	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES	40,144	778,392.160	
		KIMCO REALTY CORP	89,634	1,801,643.400	

SOVRAN SELF STORAGE INC	16,715	1,137,121.450
AMERICAN ASSETS TRUST INC	61,166	1,793,998.780
VENTAS INC	133,075	8,178,789.500
DDR CORP 6.25 K	70,400	1,515,712.000
PROLOGIS INC	257,676	9,418,057.800
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQ	17,200	1,065,024.000
BRE PROPERTIES-CL A	61,838	3,028,825.240
MACK-CALI REALTY CORP	77,623	1,637,845.300
COUSINS PROPERTIES INC	146,673	1,453,529.430
DDR CORP	174,041	2,687,193.040
DUKE REALTY CORP	181,655	2,650,346.450
FIRST INDUSTRIAL REALTY	62,831	974,508.810
FEDERAL REALTY INVS TRUST	29,594	2,914,417.120
GLIMCHER REALTY TRUST	197,000	1,973,940.000
HEALTH CARE REIT INC	104,424	6,352,111.920
HCP INC	63,277	2,587,396.530
EQUITY LIFESTYLE PROPERTI	45,262	1,581,454.280
NATIONAL RETAIL PROPERTIE	53,221	1,658,898.570
REALTY INCOME CORP	44,116	1,726,259.080
CORPORATE OFFICE PROPERTI	114,262	2,640,594.820
PUBLIC STORAGE	29,073	4,448,750.460
PS BUSINESS PARKS INC/CA	5,213	368,871.880
REGENCY CENTERS CORP	53,803	2,526,050.850
RAMCO-GERSHENSON PROPERTI	128,575	1,873,337.750
SL GREEN REALTY CORP	70,563	6,125,574.030
UDR INC	194,234	4,444,073.920
WEINGARTEN REALTY INVESTO	89,520	2,503,874.400
DUKE REALTY CORP 6.5% K	53,400	1,248,492.000
CUBESMART	113,838	1,880,603.760
SUNSTONE HOTEL INVESTORS	195,700	2,422,766.000
DIGITAL REALTY TRUST INC	31,180	1,617,618.400
EXTRA SPACE STORAGE INC	42,197	1,772,274.000
HERSHA HOSPITALITY TRUST	336,796	1,818,698.400
COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,515,606.000
VORNADO RLTY TST 6.625% G	71,111	1,705,241.780
DIAMONDROCK HOSPITALITY	335,295	3,232,243.800
DUKE REALTY CORP 6.60% L	139,800	3,286,698.000
DOUGLAS EMMETT	75,323	1,743,727.450
LASALLE HOTEL G	40,021	972,510.300
REGENCY CENTERS 6.625 6	31,651	722,592.330
RETAIL PROPERTIES OF AME-	100,367	1,391,086.620
CEDAR REALTY 7.25 B	60,000	1,375,800.000
DDR CORP 6.5 J	25,000	554,500.000
CBL & ASSOC PROP 6.625 E	29,314	663,668.960
VORNADO RLTY TST 5.7 K	150,000	3,118,500.000
KILROY REALTY 6.375 H	46,398	988,741.380
PENN REIT 7.375 B	52,000	1,278,680.000
GENERAL GROWTH 6.375 A	17,300	371,085.000
SL GREEN REALTY 6.5 I	42,029	964,985.840
アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 170,333,294.160 (16,973,712,763)
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド
LAND SECURITIES PLC	1,383,244	12,227,876.960
SEGRO PLC	1,080,492	3,137,748.760
HAMMERSON PLC	706,856	3,450,164.130
GREAT PORTLAND ESTATES PL	431,431	2,269,327.060
DERWENT LONDON PLC	75,133	1,726,556.340
BIG YELLOW GROUP PLC	317,744	1,322,450.520

	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,095,910	1,203,309.180
イギリス・ポンド	小計		イギリス・ポンド 25,337,432.950 (3,948,838,925)
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル
	CROMWELL PROPERTY GROUP	3,128,339	3,253,472.560
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	2,782,400	3,171,936.000
	DEXUS PROPERTY GROUP	6,831,220	6,899,532.200
	MIRVAC GROUP	7,399,795	12,209,661.750
	STOCKLAND	834,978	3,197,965.740
	WESTFIELD GROUP	1,896,158	19,928,620.580
	GOODMAN GROUP	2,913,596	13,810,445.040
	FEDERATION CENTRES	4,102,061	9,270,657.860
オーストラリア・ドル	小計		オーストラリア・ドル 71,742,291.730 (6,560,832,579)
カナダ・ドル			カナダ・ドル
	CAN REAL ESTATE INVEST TR	73,400	3,013,070.000
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-	95,900	1,974,581.000
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	34,095	1,917,843.750
	ALLIED PROPERTIES REAL ES	100,200	3,133,254.000
カナダ・ドル	小計		カナダ・ドル 10,038,748.750 (961,109,805)
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	1,597,900	3,467,443.000
	CAPITAMALL TRUST	4,110,301	7,604,056.850
	SUNTEC REIT	4,603,600	6,928,418.000
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	1,298,476	1,993,160.660
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,235,000	2,223,000.000
シンガポール・ドル	小計		シンガポール・ドル 22,216,078.510 (1,737,075,179)
ユーロ			ユーロ
	ALSTRIA OFFICE REIT	153,117	1,424,141.210
	CORIO NV	135,256	3,948,122.640
	UNIBAIL-RODAMCO SE	72,554	12,450,266.400
	GECINA SA	8,162	707,563.780
	KLEPIERRE	201,100	6,098,357.500
	FONCIERE DES REGIONS	49,222	2,805,654.000
ユーロ	小計		ユーロ 27,434,105.530 (3,602,646,738)
香港・ドル			香港・ドル
	FORTUNE REIT	3,192,482	19,442,215.380
	LINK REIT	2,167,814	74,681,192.300
	CHAMPION REIT	4,332,324	15,206,457.240
香港・ドル	小計		香港・ドル 109,329,864.920 (1,404,888,764)
投資証券	合計		35,189,104,753 [35,189,104,753]
合計			35,189,104,753 [35,189,104,753]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、

内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 58銘柄	100%	48.4%
イギリス・ポンド	投資証券 7銘柄	100%	11.2%
オーストラリア・ドル	投資証券 8銘柄	100%	18.6%
カナダ・ドル	投資証券 4銘柄	100%	2.7%
シンガポール・ドル	投資証券 5銘柄	100%	4.9%
ユーロ	投資証券 6銘柄	100%	10.2%
香港・ドル	投資証券 3銘柄	100%	4.0%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「世界好配当株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	491,233,389	485,450,070
コール・ローン	410,036,733	595,893,948
株式	39,660,821,645	34,453,678,816
派生商品評価勘定	12,000	167,427
未収入金	728,255,218	795,875,400
未収配当金	128,341,123	170,828,270
流動資産合計	41,418,700,108	36,501,893,931
資産合計	41,418,700,108	36,501,893,931
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	701,700	-
未払金	203,382,479	444,613,507
未払解約金	320,000,000	312,000,000
流動負債合計	524,084,179	756,613,507
負債合計	524,084,179	756,613,507
純資産の部		
元本等		
元本	1 30,940,256,662	25,472,159,130
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,954,359,267	10,273,121,294
元本等合計	40,894,615,929	35,745,280,424
純資産合計	40,894,615,929	35,745,280,424
負債純資産合計	41,418,700,108	36,501,893,931

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1. 1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	<p>平成24年9月11日 37,939,889,087円 - 円 6,999,632,425円</p>	<p>平成25年3月12日 30,940,256,662円 - 円 5,468,097,532円</p>
期末元本額の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	30,940,256,662円	25,472,159,130円
計	30,940,256,662円	25,472,159,130円
2. 期末日における受益権の総数	30,940,256,662口	25,472,159,130口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年3月12日 至 平成25年9月9日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年9月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	4,091,768,814	1,482,701,220
合計	4,091,768,814	1,482,701,220

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年9月11日から平成25年3月11日まで、及び平成25年3月12日から平成25年9月9日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成25年3月11日 現在				平成25年9月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	241,615,300	-	242,305,000	689,700	226,505,240	-	226,358,000	147,240
アメリカ・ドル	144,147,000	-	144,135,000	12,000	-	-	-	-
イギリス・ポンド	-	-	-	-	109,160,240	-	109,088,000	72,240
オーストラリア・ドル	97,468,300	-	98,170,000	701,700	-	-	-	-
シンガポール・ドル	-	-	-	-	117,345,000	-	117,270,000	75,000
買 建	-	-	-	-	117,345,000	-	117,365,187	20,187
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	117,345,000	-	117,365,187	20,187

合計	241,615,300	-	242,305,000	689,700	343,850,240	-	343,723,187	167,427
----	-------------	---	-------------	---------	-------------	---	-------------	---------

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成25年3月11日現在	平成25年9月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3217円 (13,217円)	1.4033円 (14,033円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	D.R.HORTON INC	100,000	18.100	1,810,000.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	75,000	50.220	3,766,500.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON	95,000	30.460	2,893,700.000	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	60,000	41.890	2,513,400.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	165,000	52.560	8,672,400.000	
	CUMMINS INC	35,000	126.770	4,436,950.000	
	US BANCORP	105,000	36.470	3,829,350.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	225,000	23.160	5,211,000.000	
	HEWLETT-PACKARD CO	140,000	22.420	3,138,800.000	
	INTERNATIONAL PAPER	62,000	47.860	2,967,320.000	
	LOWE'S COS INC	167,000	45.600	7,615,200.000	
	PHILLIPS 66	19,500	57.420	1,119,690.000	
	M & T BANK CORP	24,000	114.980	2,759,520.000	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	58,000	56.500	3,277,000.000	
	ALTRIA GROUP INC	190,000	34.400	6,536,000.000	
	PFIZER INC	240,000	28.280	6,787,200.000	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	84,000	77.550	6,514,200.000	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	120,000	42.040	5,044,800.000	
	CHEVRON CORP	44,000	121.210	5,333,240.000	
SEMPRA ENERGY	25,000	83.600	2,090,000.000		
UNION PACIFIC CORP	28,000	154.920	4,337,760.000		
UNITEDHEALTH GROUP INC	44,000	74.060	3,258,640.000		
TJX COMPANIES INC	44,000	53.920	2,372,480.000		
VISA INC-CLASS A SHS	13,000	176.670	2,296,710.000		
TUPPERWARE BRANDS CORP	34,000	82.160	2,793,440.000		
CENTURYLINK INC	63,600	31.900	2,028,840.000		
NOBLE ENERGY INC	45,000	62.910	2,830,950.000		

	AMERICAN EXPRESS CO	43,000	73.350	3,154,050.000
	CAMPBELL SOUP CO	33,000	41.990	1,385,670.000
	COMERICA INC	50,000	41.250	2,062,500.000
	COMCAST CORP -CL A	80,000	42.480	3,398,400.000
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 116,235,710.000 (11,582,888,502)
イギリス・bond		株	イギリス・bond	イギリス・bond
	PRUDENTIAL PLC	330,000	11.210	3,699,300.000
	GLAXOSMITHKLINE PLC	205,000	16.510	3,384,550.000
	GLENORE INTERNATIONAL PL	350,000	3.183	1,114,050.000
	WPP PLC	140,000	12.500	1,750,000.000
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,900,000	1.907	3,623,300.000
	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC	90,247	32.895	2,968,675.060
	PERSIMMON PLC	270,000	11.600	3,132,000.000
	BT GROUP PLC	480,000	3.429	1,645,920.000
	EXPERIAN PLC	180,000	11.580	2,084,400.000
イギリス・bond 小計				イギリス・bond 23,402,195.060 (3,647,232,100)
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル
	BHP BILLITON LTD	221,000	35.160	7,770,360.000
	WOODSIDE PETROLEUM	60,000	39.220	2,353,200.000
	WESTPAC BANKING	317,100	31.640	10,033,044.000
	RIO TINTO LTD	65,000	61.090	3,970,850.000
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	120,000	73.160	8,779,200.000
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	50,000	12.170	608,500.000
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	385,555	3.130	1,206,787.150
	TELSTRA CORPORATION	900,000	4.800	4,320,000.000
	SUPER RETAIL GROUP LTD	130,000	12.040	1,565,200.000
	WESFARMERS LIMITED	57,000	40.400	2,302,800.000
	DUET GROUP	708,778	2.100	1,488,433.800
オーストラリア・ドル 小計				オーストラリア・ドル 44,398,374.950 (4,060,231,389)
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル
	ENBRIDGE INC	59,000	43.280	2,553,520.000
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 2,553,520.000 (244,474,005)
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
	O.C.B.C.	330,000	9.890	3,263,700.000
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 3,263,700.000 (255,188,703)
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン
	ROCHE HOLDING AG-GENUS	26,000	235.100	6,112,600.000
	ABB LTD	140,000	20.890	2,924,600.000
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	5,000	236.500	1,182,500.000
スイス・フラン 小計				スイス・フラン 10,219,700.000 (1,085,332,140)
スウェーデン・クローナ		株	スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ
	ELECTROLUX AB-SER B	120,000	178.600	21,432,000.000
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	80,000	286.100	22,888,000.000
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ

				44,320,000.000 (665,686,400)
ノルウェー・クローネ		株	ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ
	TELENOR ASA	200,000	128.900	25,780,000.000
	SEADRILL LTD	90,000	279.900	25,191,000.000
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 50,971,000.000 (836,434,110)
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ
	BAYER AG	19,000	83.460	1,585,740.000
	GEA GROUP AG	63,000	30.310	1,909,530.000
	BASF SE	27,000	66.850	1,804,950.000
	DAIMLER AG	40,000	54.560	2,182,400.000
	DUERR AG	32,000	52.390	1,676,480.000
	AHOLD (KONINKLIJKE) NV	220,000	12.525	2,755,500.000
	MICHELIN (CGDE) - B	41,000	74.380	3,049,580.000
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	45,000	61.610	2,772,450.000
	BNP PARIBAS	185,000	49.740	9,201,900.000
	REXEL SA	115,000	18.300	2,104,500.000
	AXA	425,000	17.345	7,371,625.000
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	220,000	12.055	2,652,100.000
	ENI SPA	145,000	17.410	2,524,450.000
	BANCO BILBAO VIZCAYA	350,000	7.640	2,674,000.000
REPSOL SA	70,000	18.365	1,285,550.000	
ユーロ 小計				ユーロ 45,550,755.000 (5,981,725,147)
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン
	HYUNDAI MOTOR CO	18,000	250,500.000	4,509,000,000.000
	HANA FINANCIAL GROUP	62,000	36,400.000	2,256,800,000.000
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 6,765,800,000.000 (621,100,440)
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル
	HANG SENG BANK	240,000	124.700	29,928,000.000
	JIANGXI COPPER COMPANY	900,000	15.520	13,968,000.000
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS	1,100,000	18.420	20,262,000.000
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,000,000	5.950	17,850,000.000
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	150,000	52.200	7,830,000.000
	YANZHOU COAL MINING CO-H	1,900,000	7.210	13,699,000.000
	BOLINA HOLDING CO LTD	386,000	3.740	1,443,640.000
	CHINA OVERSEAS LAND & INV	650,000	23.150	15,047,500.000
	SANDS CHINA LTD	800,000	46.100	36,880,000.000
LENOVO GROUP LTD	3,500,000	7.550	26,425,000.000	
香港・ドル 小計				香港・ドル 183,333,140.000 (2,355,830,849)
台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル
	ADVANCED SEMICONDUCTOR	2,200,000	27.850	61,270,000.000
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	800,000	146.500	117,200,000.000
	FUBON FINANCIAL HOLDING	3,600,000	40.850	147,060,000.000
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO	6,650,000	23.350	155,277,500.000
	HERMES MICROVISION INC	131,000	835.000	109,385,000.000
	WPG HOLDINGS CO LTD	1,215,222	35.000	42,532,770.000
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	410,000	213.500	87,535,000.000
TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,062,286	102.000	210,353,172.000	
台湾・ドル 小計				台湾・ドル 930,613,442.000 (3,117,555,031)

合計			34,453,678,816	
			[34,453,678,816]	

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 31銘柄	100%	33.7%
イギリス・ポンド	株式 9銘柄	100%	10.6%
オーストラリア・ドル	株式 11銘柄	100%	11.8%
カナダ・ドル	株式 1銘柄	100%	0.7%
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	100%	0.7%
スイス・フラン	株式 3銘柄	100%	3.2%
スウェーデン・クローナ	株式 2銘柄	100%	1.9%
ノルウェー・クローネ	株式 2銘柄	100%	2.4%
ユーロ	株式 15銘柄	100%	17.4%
韓国・ウォン	株式 2銘柄	100%	1.8%
香港・ドル	株式 10銘柄	100%	6.8%
台湾・ドル	株式 8銘柄	100%	9.0%

- 第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年9月30日

資産総額	107,429,118,813円
負債総額	257,417,485円
純資産総額（ - ）	107,171,701,328円
発行済数量	142,323,444,630口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7530円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年9月30日

資産総額	52,232,404,960円
負債総額	2,364,164,085円
純資産総額（ - ）	49,868,240,875円
発行済数量	36,982,983,385口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.3484円

(参考) 世界REITマザーファンド

純資産額計算書

平成25年9月30日

資産総額	37,981,972,576円
負債総額	14,326,988円
純資産総額（ - ）	37,967,645,588円
発行済数量	31,224,196,684口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2160円

(参考) 世界好配当株マザーファンド

純資産額計算書

平成25年9月30日

資産総額	36,356,307,097円
負債総額	1,082,916,858円
純資産総額（ - ）	35,273,390,239円
発行済数量	24,763,325,008口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4244円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	6	88,794
追加型株式投資信託	477	9,047,141
株式投資信託 合計	483	9,135,935
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,959,291
公社債投資信託 合計	17	2,959,291
総合計	500	12,095,227

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,003,450	254,258
器具備品（純額）	513,162	26,257
器具備品（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850
商標権	132	-
その他	471	-
投資その他の資産	16,375,520	15,113,434
投資有価証券	10,034,136	8,342,934
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	136,315

従業員に対する長期貸付金	112,674	92,527
差入保証金	542,920	1,000,820
長期前払費用	8,478	7,376
投資不動産（純額）	1 409,876	1 402,340
貸倒引当金	9,950	9,950
固定資産計	20,249,820	18,562,205
資産合計	51,157,423	50,834,773

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	2 3,702,277	2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	-
資産除去債務	292,000	-
その他	87,535	-
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	-	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
特別損失				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	137,920	430,470
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	32,119	53,783
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	105,800	376,686
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293

当期末残高

34,847,077

35,231,371

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

(会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループリングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,022百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,692円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはいたしましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
（２）未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
（１）未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
（２）その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
（３）未払費用（*１）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*２）	(87,535)	(87,535)	-

（*１）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
(2) 未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
(3) 未収入金	521,825	521,825	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
(1) 未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
(2) その他未払金	2,908,061	2,908,061	-
(3) 未払費用（*1）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、並びに（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
(1) その他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
(2) 子会社株式及び関連会社株式		

子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	5,230
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他 証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券(その他)について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券(非上場株式)について3,220千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日現在)

株式関連

(単位:千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
	合計	1,669,315	-	87,535	87,535

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引(譲渡損)	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428,233	2,428,233
建物(資産除去債務)	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138

その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	----------	-----------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金 未収入金	971,157 511,559

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)		当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	
1株当たり純資産額	13,358.92円	1株当たり純資産額	13,506.24円
1株当たり当期純利益	2,692.30円	1株当たり当期純利益	2,694.91円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益(千円)	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成25年3月 末日現在）	事業の内容
株式会社近畿大阪銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業 を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	（注）

（注）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 470千ドル（約40百万円）（平成24年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないません。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成25年3月21日	臨時報告書
平成25年6月4日	有価証券報告書（第15特定期間）・同添付書類、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類
平成25年6月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成25年3月12日から平成25年9月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成25年9月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	公 高	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣	篤 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	和 男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。